

ダスキンヘルスレント横浜西ステーション運営規程

特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売事業

(事業の目的)

第 1 条 利他の株式会社が設置するダスキンヘルスレント横浜西ステーション（以下「事業所」という。）において、実施する指定特定福祉用具販売事業及び指定特定介護予防福祉用具販売事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、又は厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの（以下「福祉用具専門相談員」という。）が、要支援、要介護状態にあるものに対し、適正な指定特定福祉用具[指定特定介護予防福祉用具販売]（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 事業所の福祉用具専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要支援、要介護者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な特定福祉用具（特定介護予防福祉用具）の選定の援助、取り付け、調整等を行い、特定福祉用具[指定特定介護予防福祉用具販売]を販売することにより、日常生活の便宜と利用者を介護する者の負担の軽減を図る。

2. 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
3. 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、介護予防サービス事業所、医療機関、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
4. 前 3 項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 37 号）、[「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）] に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ダスキンヘルスレント横浜西ステーション
- (2) 所在地 神奈川県横浜市瀬谷区南台 1 丁目 39-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (指定福祉用具貸与事業所の管理者兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 福祉用具専門相談員 9名 (常勤9名、非常勤0名)

(3) 事務職員 3名 (非常勤1名) は必要な事務を行う。

福祉用具専門相談員は、福祉用具サービス計画 (特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売計画) の作成・変更等を行い、特定福祉用具の販売を行うとともに、利用者に対し、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下のことを行う。

- 1) 特定福祉用具に関する相談援助、2) 特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等の点検、
- 3) 利用者の身体の状況等に応じた特定福祉用具選定、4) 特定福祉用具の使用法の指導

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日 (日曜、祝日、12/30～1/3を除く)

(2) 営業時間 午前9時から午後6時

(提供方法、内容等)

第6条 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供方法は次のとおりとする。

(1) 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供にあたっては、福祉用具サービス計画 (特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売計画) に基づき、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて選定し、使用方法の指導、留意事項、販売費用等に関する情報を提供する。

(2) 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供にあたっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

2. 事業所において取扱う指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の種目は以下のものとする。

1 腰掛便座 2 自動排泄処理装置の交換可能部品 3 入浴補助用具 4 簡易浴槽 5 移動用リフトのつり具の部分 6 スロープ 7 歩行器 8 歩行補助杖

3. 貸与・購入の選択制の商品については利用者に必要な情報提供と提案を行う。

(利用料等)

第 7 条 指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]を販売した場合の利用料は、カタログのとおりとする。

2. 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実費額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えて 1 k mにつき 1 0 0 円

(2) 特別な搬入による場合 実 費

3. 事業所は、前 2 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対して、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4. 事業所は、指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対して利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は、横浜市内とする。

（苦情・ハラスメント処理）

第 9 条 事業所は、指定特定福祉用具販売[指定特定介護予防福祉用具販売]に係る利用者又はその家族からの苦情、ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を構ずる。

2. 事業所は、提供したサービスに関し、法第 2 3 条の規定により市区町村が行う質問若しくは照会に応じ、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3. 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行う。

（事故発生時の対応）

第 10 条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2. 事業所は、事故の状況や事故に際して取った措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずる。

3. 事業所は、利用者に対するサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

4. 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第 11 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2. 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用せず、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
3. 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(人権の擁護及び虐待等の防止等)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止等のための次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定 責任者：菅沼 元気
 - (2) 虐待防止のための指針の整備及び対策委員会の設置、従業員に対する啓発と定期的な研修の実施
 - (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所はサービスの提供中に、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政等に通報する。
 3. 事業所は、サービスの提供にあたり、当該利用者の生命又、は身体を保護するために緊急及びやむを得ない場合（以下、「緊急時」という。）を除き身体拘束に関わる提供を行わない。なお、緊急時の提供にあたっては医療・介護のサービス従業者・利用者の家族・行政等の意見を基に行う。

(業務継続計画)

第 13 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時においても利用者に対するサービスを継続するために、業務継続計画を策定する。なお、当該計画については、従業者に周知徹底し、必要な研修及び訓練を定期的実施する。又、定期的に計画の見直しを行う。

(感染症対策)

第 14 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、半年毎に対応を検討する対策会議を開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るとともに、対応方針

を整備する。又、従業者に対し、感染症対策の研修及び訓練を定期的を実施する。

(暴力団排除)

第 15 条 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者と従業員は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する暴力団員をいう。）ではなく、また事業所の運営について暴力団員の支配を受けません。

(その他運営に関する留意事項)

第 16 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設ける。又、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 6 回
2. 事業所は、従業者に身分を証明する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する。
3. 事業所は、従業員の就業環境を害する性的な言動や権力関係を背景とする言動を防止するための指針を策定し、従業者に周知徹底を図る。
4. 事業所は、サービスに関する記録を整備し、その提供の日から 5 年間保存する。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は利他の株式会社と当事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規定は、2024 年 11 月 1 日から施行する。